

## 重要事項チェックシート

保育所等への入所及び入所後の手続き等について記載しています。内容を確認いただき、各項目の確認欄(□)にチェック(☑)し、入所申込の際に提出してください。

	確認内容	確認欄
1	必要に応じて、世帯状況、就労状況等の調査をすることがあります。また、 <b>虚偽の申込みをした場合は利用決定を取り消します。</b>	<input type="checkbox"/>
2	【新年度入所申込】 入所選考は申込期間内に提出された書類によって行います。申込期間後に提出された書類は、申込期間内申請者の入所選考後に有効となります。	<input type="checkbox"/>
3	【新年度入所申込】 入所選考は、各世帯の状況により行いますが、状況によっては入所保留となる場合があります。入所保留となった場合は、入所保留通知書を交付します。	<input type="checkbox"/>
4	【新年度入所申込】 保育所等への入所案内(利用調整)ができる場合は、お電話にてご連絡します。 ※希望園以外でのご案内となった場合、案内された園に入所されるかどうか、事前にご家族等で相談いただきますようお願いいたします。  ※調整の期間が大変短いため、ご案内から入所を希望されるかどうかのご回答までに半日程度しかお時間をとることができません。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
5	【転入予定】 令和6年3月末までに宇美町に住民登録が必要となります。 ※住民登録がないと、入所が内定していても取消しとなります。	<input type="checkbox"/>
6	【入所保留】 入所保留となった方で、届出事項に変更があった場合や入所の必要がなくなり申込みを取り下げる場合は速やかに町こどもみらい課にご連絡をお願いします。 申込みを取り下げた場合、年度中に再度入所を希望される際は、新たに申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
7	【入所保留】 入所保留の期間は、 <b>令和7年3月31日までです。</b> 年度途中の入所ができず、令和7年4月からの入所を希望される場合は、別途、令和7年度の新規入所申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
8	【ならし保育】 入所後は、お子さんに保育所等に慣れていただくための「ならし保育」があります。 ※入所日より前に「ならし保育」をすることはできません。 ※「ならし保育」の期間は2週間程度かかります。(初日は2時間程度のお預かりです。) ※「ならし保育」期間中の保育料・副食費の減額はありません。	<input type="checkbox"/>
9	【届出事項の変更】 保育所等に在園中に、住所、氏名及び家族構成等に変更があった場合や、退職(転職)等により届出ている内容に変更があった場合は届出が必要となりますので、在園中の園または町こどもみらい課にご連絡をお願いします。	<input type="checkbox"/>
10	【求職活動】 求職活動で保育所等を利用できる期間は90日です。90日以内に就労を開始できない場合は退所となります。 ※求職活動期間中は、保育短時間(9時から17時)でのご利用になります。	<input type="checkbox"/>

(裏面あり)

	確認内容	確認欄
11	【出産】 出産予定月を含む3ヶ月間は出産の要件となります。 出産を控えている方は入所申込み時にお伝えください。また入所申込みのあとに妊娠が分かった方は、届出変更のご案内がありますのでこどもみらい課までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
12	【育児休業】 育児休業に係るお子さんが満1歳になるまでに復職することと、町内保育施設等の該当クラスに待機が発生していない場合に限り利用可能となります。 ※育児休業期間中は、保育短時間(9時から17時)でのご利用になります。	<input type="checkbox"/>
13	【復職予定】 育児休業から復職する予定で入所申込みをされる場合は、保育所等に <u>入所後1ヶ月以内(令和6年5月1日まで)</u> に復職する必要があります。	<input type="checkbox"/>
14	【採用予定】 採用予定で入所申込みをされる場合は、保育所等に <u>入所後1ヶ月以内(令和6年5月1日まで)</u> に就労を開始する必要があります。 ※入所後1ヶ月以内に就労を開始できない場合は保育要件が変更となりますので、すみやかに町こどもみらい課にご連絡をお願いします。	<input type="checkbox"/>
15	【退所】 保育要件がなくなったり、町外への引っ越し等により保育所等を退所される場合は、退所日の5日前までに退所届の提出が必要となります。 町外に転出される場合、在園できるのは転出日の属する月末までです。	<input type="checkbox"/>
16	【保育料】 令和6年4月～8月分の保育料は、お子さんの保護者の令和5年度市町村民税所得割額で算定し、令和6年9月～令和7年3月分の保育料は、令和6年度市町村民税所得割額で算定します。 ※世帯状況の変更等により、保育料が変更になる場合があります。	<input type="checkbox"/>
17	【保育料】 お子さんの保護者の収入だけでは生計維持できていないと判断した場合は、同居の祖父母等の市町村民税所得割額で保育料を算定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
18	【保育料】 保育料(認可保育所のみ)及び副食費(町立保育園のみ)に滞納が発生した場合は、 <b>児童手当からの徴収</b> となります。	<input type="checkbox"/>

保育所等入所申込みについて、上記の内容をすべて確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_